

平成30年6月8日
島根県農林水産部
農産園芸課 鳥屋尾
同 食の安全推進室 高田
TEL:0852-22-5965

摘果メロン(漬物用)での適用外農薬の使用に係る県の対応について

平成30年6月8日付けで島根県農業協同組合からの報道発表された「摘果メロン」における農薬誤使用による自主回収について」について、県の対応状況等は以下のとおりです。

記

- 1 事例の概要(違反の内容)
 - ・メロンの栽培過程で出る副産物のいわゆる「摘果メロン」が「メロン」ではなく「漬物用」として出荷された。
 - ・その際、使用された農薬の一部に、「漬物用メロン」としては適用外の農薬の使用が判明し、農薬取締法第12条違反となる。
- 2 発生要因について(現時点の聞き取りから)
 - ・農薬の適用作物の分類、「メロン」と「漬物用メロン」といった区分があることが十分理解されていなかった。
 - ・出荷、販売に際して生産履歴等で農薬の使用状況を確認するといったチェック体制が不十分であった。
- 3 県としての対応状況
 - ・違反事例把握後、JA本店、当該地区本部に出荷停止、自主回収等を指導。
 - ・続いて、6月1日に隠岐支庁、各農林振興センターへ生産者等への情報提供及び注意喚起をJA地区本部と連携して行うよう指示。
 - ・その後、県内で複数の事例を確認したため、各事例について、適用外農薬の使用状況や「摘果メロン」の販売状況、回収等の対応状況についてJA本店、地区本部等から聞き取りを実施。
 - ・当該生産者への立入調査を実施(6/7から)、改めて状況を確認するとともに、農薬の適正使用について直接指導。
- 4 県として把握した事例(JA系統外)
 - ・松江市 1法人 出荷先1か所20kg(全量回収済)
- 5 再発防止に向けての今後の対応
 - ・今回のケースを基に、農薬適正使用についての情報共有を図るための県、関係機関等による連絡会議を開催。
 - ・農薬適正使用に向けた指導者の知識向上、指導力の強化を図るための研修・講習会等を実施。
 - ・今回のように農薬の使用場面で間違いやすい事項について、注意喚起の資料を作成し、JA等と連携した講習会や外勤日での配布など、様々な手法を活用した幅広い生産者への周知。
 - ・また、出荷販売時の生産履歴等の確認等、チェック体制強化を指導。